

# 6月は児童手当現況届提出月です！

児童手当を受けている方は児童手当現況届の提出が必要です。  
 (5月に認定請求を提出いただいた方は今年度の提出は必要ありません。)  
 現況届は6月期の支払い通知書と共に各家庭に郵送いたします。  
 現況届の提出締め切りは、



## 平成25年6月28日（金）です。

現況届の提出をされないと、児童手当を支給することができなくなってしまいますので、必ず提出されるようお願いいたします。

### 児童手当とは…

児童の育成を経済的な面から支援することにより、児童のいる家庭の生活を安定させ、また児童自身の健全な成長を促すことを目的とする制度です。

### ●支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。  
 (平成24年度より所得制限が設けられました。下記の所得制限限度額表を参考にしてください。)

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

### ●支給月額

児童の年齢	児童手当の額 (一人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳未満の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます。

### ●支払時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

○児童手当制度を受けるためには、各種手続きが必要となりますので、下記のいずれかに該当するときは、保健福祉課福祉係に届出してください。(公務員の方は職場に届出をしてください。)

届出を必要とするとき	届出の種類
新たに受給資格が生じたとき (第1子出生、転入等)	認定請求書 (事由発生から15日以内)
出生等により支給対象児童が増えたとき	額改定請求書 (事由発生から15日以内)
他の市町村に転出するとき	受給資格喪失届
対象児童がいなくなったとき	
受給者が公務員になったとき	受給資格喪失届 (事由発生から15日以内)

【お問い合わせ先】 保健福祉課福祉係 ☎ (62) 4473

町の仕事がわかる！  
生活に役立つ！

まちづくり出前講座

# 「町民トーク」

町では、町民の皆さんに町の施策や制度についての関心や理解を深めてもらい、協働のまちづくりを進めたいと考えています。

この「町民トーク」は、町民の皆さんに町行政の仕組みや仕事の現状・課題などについて理解を深めてもらおうと、平成12年度にスタートしました。

皆さんのまちづくりへの熱意と行動が、住みよい活力のあるまちづくりを可能にします。  
ぜひ、ご利用ください。

### ☒ 例えば・・・

聞いてみたいこと 知りたいこと	担当課
行政改革の取り組み状況は？	総務課
町の財政「台所事情」は？	企画 財政課
後期高齢者医療制度について	保健 福祉課
リサイクルごみの行方は？	町民 生活課
震災に負けない建物は？	建設課
商工観光の振興や農業について	産業課
保育と子育て支援について	保育所 児童館
生涯学習のススメ	教育 委員会

### ◆「町民トーク」ってなに？

役場の職員が皆さんの地域に出向いて、町の仕事や各種制度などについて解説する出前講座です。「小清水の財政は大丈夫かしら？」「ごみの行方を知りたいわ！」など、普段の暮らしの中で抱くちょっとした疑問にお答えします。

### ◆誰が利用できるの？

5人以上集まれば、どなたでもご利用できます。

### ◆出前に来てもらう時間は？

希望する日時にお伺いします。(都合により、ご希望の時間にお伺いできない場合もあります。)

### ◆費用はかかるの？

無料です。ただし、会場は利用される方でご用意願います。

## ご利用ください！

パンフレットやホームページではわからなくても、直接話を聞いたら理解出来ることは多いと思います。お気軽にご利用ください。

「聞いてみたいこと」、「知りたいこと」など、内容が決まりましたら担当課に電話でご予約ください。また、ご要望などもございましたらご相談ください。

### 【お問い合わせ先】

企画財政課企画財政係 ☎ (62) 4471 kikakumgr@town.koshimizu.hokkaido.jp

### 自治会連合会 だより

## 平成25年度永年勤続自治会長表彰

4月25日(木)、平成25年度自治会連合会総会に先立ち、自治会長として功績のあった方々に対し、森田副町長より感謝状と記念品が贈られました。

勤続3年表彰		
❖1区桜ヶ丘自治会	高野	恭子氏
❖中斗美連自治会	上野	正美氏
❖浜小清水西自治会	野末	和明氏

通算5年表彰		
❖浜小清水2自治会	小形	博司氏
❖浜小清水4自治会	藤井	邦則氏
❖萱野2自治会	松井	聡氏
❖東野5自治会	松井	幸一氏